

平成27年2月9日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 砂盛 京子
(TEL. 03-6373-1111)

新・総合特別事業計画（改訂版）骨子の策定について

当社は、本日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」）と共同で、平成26年1月15日に認定を受けた特別事業計画の改訂（以下、「新・総合特別事業計画（改訂版）」）に関する骨子を策定いたしました。

本骨子は、至近1年間の経営改革の進捗や課題などの変化を踏まえ、新・総合特別事業計画（改訂版）を策定するのに先立ち、金融機関をはじめとする関係者の皆さまのご理解に資するよう、主要項目についてとりまとめたものです。

当社は、今後、機構とともに改訂内容の詳細な検討を行ったうえで、主務大臣に原子力損害賠償支援機構法第46条第1項で規定されている特別事業計画の変更の認定を申請する予定です。

当社は、「責任と競争」の両立を基本に、新・総合特別事業計画の実現に向けて、引き続き全社一丸となって取り組んでまいります。

添付資料：新・総合特別事業計画（改訂版）骨子

参考資料：新・総合特別事業計画（改訂版）骨子について

以 上

新・総合特別事業計画（改訂版） 骨子

新・総合特別事業計画（以下「新・総特」という）策定後 1 年間の経営改革の進捗や課題、諸情勢の変化を踏まえ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）及び東京電力株式会社（以下「東電」という）は、「新・総特（改訂版）」を策定する。また、新・総特（改訂版）の策定に先立ち、その主要部分をステークホルダーの理解に資するよう「骨子」としてとりまとめ、公表する。

1. 事業運営の基本方針

- ・「責任と競争」の両立を基本に、2016 年 4 月を目途に HD カンパニー制を導入。
- ・これにより持続的な再生に向けた収益基盤を確立し、東電グループ全体として福島原子力事故の責任を全うする。

2. 原子力損害の賠償

- ・東電は、事故の原因者として被害者の方々に徹底して寄り添う。
- ・賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹。

3. 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全

- ・福島第一原子力発電所等で発生した重大な人身災害の反省に立ち、安全・品質の向上に最優先で取り組む。
- ・廃炉・汚染水対策について、廃炉推進カンパニーの体制強化に取り組み、オールジャパンのプロジェクトとして 30～40 年にわたる長期的な作業を、緊張感をもって安全かつ着実に進める。
- ・原子力部門の安全改革について、経営トップから現場まで一体となった原子力安全改革プランの着実な実施により、ハード・ソフト両面における安全対策の強化に徹底的に取り組む。

4. 経営の合理化のための方策

- ・2012 年度、2013 年度は、コスト削減計画を大幅に超過達成。
- ・2014 年度は、1,151 人の希望退職実施により 10 年間の人員削減計画を 7 年前倒しで完了し、コスト削減も 8,000 億円超を見込む。
- ・2015 年の 1 年間は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が遅れるなかにあっても、値上げは行わない。

5. 持続的な再生に向けた収益基盤作り

(1) HDカンパニー制の導入

- ・HDカンパニー制では、福島復興本社と廃炉を含む原子力事業、水力・新エネルギー発電事業、グループ本社機能を持つ持株会社の下に、燃料・火力発電、一般送配電、小売電気の各事業子会社を設置。
- ・事業運営にあたっては、各事業子会社の経営自主性を最大限尊重する一方、持株会社のもとに透明かつ合理的なルールに基づく強力なガバナンス体制を整備。

(2) フュエル&パワー・カンパニー（燃料・火力発電事業会社）の成長戦略

- ・燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において事業構造の抜本的見直しに踏み込み、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者へと変革。
- ・2015年2月、東電は中部電力株式会社と包括的アライアンスに関して法的拘束力を有する合弁契約を締結。両社は、サプライチェーン全体において、戦略共有と資本的提携を前提に、競争力強化に向けた取り組みを段階的に進める。
- ・なお、アライアンス実施主体に関しては、財務健全性を確保するための措置を講じるとともに、福島への責任と競争を両立しつつ自律的な事業運営体制の確立に資する明確なガバナンス構造を導入することとし、関係者はこれを担保するための所要の措置を講ずる。

(3) パワーグリッド・カンパニー（一般送配電事業会社）の中立化・投資戦略

- ・今後とも電力供給の信頼度を確保した上で、国内トップの託送原価を実現。
- ・事業運営の中立・公平性を向上しつつ、送配電ネットワーク利便性向上、運用の最効率化、他電力との協調等を推進。

(4) カスタマーサービス・カンパニー（小売電気事業会社）の成長戦略

- ・全面自由化を迎えるにあたり、お客さまの立場に立って、効率的なエネルギー消費を軸とした商品・サービスを全国で提案・提供。
- ・電力・ガスの全面自由化による事業環境の激変を前向きに捉え、他社とのアライアンスを活用し、全国のお客さまへのワンストップサービスを実現。
- ・全面自由化初年度の2016年度を見据え、2015年度から一部サービスを試験的に実施できるよう、アライアンスパートナーとの商品開発や販売網の整備を加速。
- ・競争市場に対応した小回りの効く組織体制を早急に整備。

(5) 必要な環境整備

- ・現在、東電の要賠償額は被害者賠償だけで5兆円を超過。また、柏崎刈羽原子力発電所の不稼働が長期化し、収支に大きな影響が発生。
- ・こうした環境変化に、東電は、当初の目標を大きく上回るコスト削減を達成することにより対応。あわせて、燃料・火力事業における包括的アライアンスの推進など、将来の企業価値向上に向けた取り組みにも着手。
- ・東電は、こうした経営努力を引き続き重ねていくが、重い責務を負うに足る経営基

盤を確立するためには、政府による一層の環境整備が併せて必要。

6. 金融機関への協力要請

- ・ 全ての取引金融機関に対して、新・総特の目的の達成に向けた協力として、以下の事項について、機構及び東電と真摯に協議することを要請。
 - ✓ 旧総特での協力要請の記載の通り、全ての取引金融機関が、引き続き借換え等により与信を維持すること。(対象期間は、2016年3月末日まで)
 - ✓ HDカンパニー制移行及びアライアンスのための特別目的会社設立に関し、全面自由化に伴う小売・発電部門の競争環境の激変に対応するため、既存社債・既存貸付債権の権利保護を図りつつ、連帯保証(新・総特脚注23参照)の負担などによって、持株会社及び関連する各事業子会社それぞれの信用状況が他の事業主体の信用力に不合理な影響を与えない仕組みとなるよう、新・総特の協力要請事項の具体化を進めること。
 - ✓ 主要取引金融機関は、2015年度の2,800億円の追加与信について、2014年度末までに、実行に向けた協議に応じること。
- ・ また、一般担保総量の減少、私募債形式によらない融資、中長期的に見込まれる2兆円規模の資金需要に対して必要となる新規融資その他の新・総特の要請事項についても引き続き協力・協議の継続を要請。

7. 収支の見通し

2014年度(本年度)収支

- ・ 経常利益は1,790億円程度となる見込み。当期純利益は、経常利益に加え、原子力損害賠償にかかる特別利益と特別損失との差額等により、4,880億円程度となる見込み。

以 上

【参考資料】新・総合特別事業計画(改訂版) 骨子について

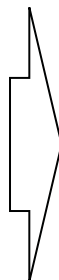
- 新・総合特別事業計画(改訂版)の策定に先立ち、その主要部分をステークホルダーの理解に資するよう「骨子」としてとりまとめ、公表する。

新・総合特別事業計画※の構成

1. 新計画策定の趣旨
2. 福島復興の加速化
3. 原子力損害の賠償
4. 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全
5. 東電の事業運営に関する計画
 - (1) 事業運営の基本方針
 - (2) 経営の合理化のための方策
 - (3) 持続的な再生に向けた収益基盤作り
 - (4) 経営責任の明確化のための方策
 - (5) 金融機関及び株主への協力要請
 - (6) 特別事業計画の確実な履行の確保
6. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項
7. 資金援助の内容
8. 機構の財務状況

新・総合特別事業計画(改訂版) 骨子の構成

1. 事業運営の基本方針
2. 原子力損害の賠償
3. 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全
4. 経営の合理化のための方策
5. 持続的な再生に向けた収益基盤作り
 - (1) HDカンパニー制の導入
 - (2)～(4)各カンパニーの成長戦略
 - (5) 必要な環境整備
6. 金融機関への協力要請
7. 収支の見通し



※平成26年1月認定

- 新・総合特別事業計画(改訂版)骨子における主な変更点は以下のとおり。

項目	変更内容
事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全	・福島第一原子力発電所等における重大な人身災害発生を反省し、安全・品質の向上に最優先で取り組むことを記載
経営の合理化のための方策	・生産性倍増委員会の合理化レポート公表時に発表した2015年の値上げ見送りを記載
持続的な再生に向けた収益基盤作り	・HDカンパニー制に関するこれまでの検討状況を反映 ・各事業子会社の戦略に関するこれまでの検討状況を反映 ・重い責務を負うに足る経営基盤確立のため、政府による一層の環境整備の必要性を記載
金融機関への協力要請	・金融機関に対し、与信維持の延長及び2,800億円の追加与信に関する協議を新たに要請